



2025 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 井 出 信 孝
(コード番号 6727 【東証プライム】)
問 合 せ 先 CFO 小 島 周
電 話 03-5337-6502

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 42 回定時株主総会（以下、「本株主総会」）における議題について、株主提案（以下、「本株主提案」）を行う旨の書面を受領いたしました。2025 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案株主

AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1 名選任の件

第 5 号議案 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）

第 6 号議案 定款一部変更の件（買収提案の取扱い）

第 7 号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

第 8 号議案 自己株式の取得の件

第 9 号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬改訂の件

本株主総会では、第 1 号議案から第 3 号議案までが会社提案となる予定です。

(2) 議案の内容

別紙 2「株主提案の内容」に記載のとおりです。株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しています。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、次の理由により、本株主提案の第 4 号から第 9 号までのいずれの議案にも反対いたします。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、指名委員会の答申を踏まえて審議した結果、本株主提案に反対いたします。

（2）反対の理由

まず、当社の取締役会構成は取締役総数9名中6名（うち女性1名）を独立社外取締役としており、企業経営経験者、弁護士出身者など知識・経験・能力のバランスに加えてジェンダー等の観点から、独立性と多様性を確保した構成となっています。また、監査等委員会委員長、指名委員会委員長及び報酬委員会委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めています。中長期的な企業価値の向上の実現に向けて、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

このような実効的なコーポレート・ガバナンス体制の下で、当社の取締役選任は、我が国のコーポレート・ガバナンスコードに準拠したプロセスに沿って行われます。具体的には、取締役候補者については、取締役会の諮問を受けた独立社外取締役を委員長とし、7名中6名が独立社外取締役から構成される指名委員会において審議したうえで、指名委員会の答申を踏まえ取締役会で決議されます。取締役候補者の選定にあたっては、国籍や性別を問わず、また社内外の別を問わず、「当社の事業ビジョン、経営方針と価値観を理解推進し、長期的観点から企業価値の増大に貢献できること」を基準に、最もふさわしい候補を選任することを基本方針とし、多様性に配慮した取締役会の構成を図っています。

このような基本方針に照らし、社外取締役候補者の選定にあたっては、指名委員会で当社の事業ビジョンや経営戦略に対する理解と共感、リーダーシップと資質、事業推進能力と専門性、上場企業やグローバル企業における職務経験等を総合的に考慮したうえで決定しております。その結果、会社提案取締役候補者を含む当社の取締役会における各取締役が有する専門分野での知識・経験・能力等については、独立社外取締役6名中5名に事業会社や上場ベンチャーキャピタルの代表取締役を務めた経験があります。監査等委員である取締役のうち1名は、信託銀行の法務部長を務めた経験のある弁護士です。また、新任の会社提案取締役候補者・CF0は、当社入社以前にも、上場企業のCF0を務めた経験のある者です（下記スキル・マトリックスもご参照ください）。

以上より、当社取締役会は、資本市場を意識した経営という観点も含め、会社提案取締役候補者を含むその陣容はその多様性及びスキルバランスにおいて極めて適切であると考えます。

これに対して、株主提案における社外取締役候補者につきましては、上述のプロセスに則り、指名委員会による面談を実施した後、当社の取締役としての適格性に関して厳正な審議を行いました。その結果、指名委員会の答申を踏まえて、当該候補者はエンゲージメントファンド勤務経験があり資本市場の対話における一定の知見は評価できるものの、事業会社等における経営や監督経験がなく、当社の取締役として適切な経営や監督を行うことは難しいと判断いたしました。また、同氏が有する専門性に関しては、会社提案候補者の専門性と重複している事、会社提案候補者による取締役会の体制によりすでに十分な水準を確保できている事を踏まえると、同氏を会社提案候補者として追加選任する必要性は認められないとの結論に至りました。

以上の理由から、当社取締役会は、当社が本定時株主総会で提案予定の新取締役会の体制こそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の観点から最も適切かつ十分な体制であると確信しており、本株主提案による候補者1名の社外取締役としての選任は最適な選択肢ではないと判断しましたので、本株主提案に反対します。

当社が提案する9名の取締役候補者により構成される新取締役会の体制のもと、新たな中期経営計画「Wacom Chapter 4（以下、「Chapter 4」）」における事業構造改革と成長戦略の実現を図ってまいります。

（別紙1）2025年6月定時株主総会における会社提案候補者のスキル・マトリックス

第5号議案 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（2）反対の理由

株主提案者が指摘する「ブランド製品事業 構造改革プラン」の進捗の監督につきましては、2024年1月の第3四半期連結決算説明で開示のとおり、ブランド製品事業を、CEO/CF0直下に組成したTask Forceチームが取締役会にも直接報告する形をとって運営しております。また、2024年6月の株主総会で、既に独立社外取締役が過半数であった当社取締役会に独立社外取締役1名を追加したため取締役9名中6名が独立社外取締役となっており、また独立社外取締役6名中5名は事業会社や上場ベンチャーキャピタルの代表取締役を務めた経験がある者により構成されており、これらの経験も踏まえた客観的立場から経営への助言・監督を受けていることから、既に十分な監督体制が構築されております。

前中期経営方針「Wacom Chapter 3」の「ブランド製品事業 課題認識と構造改革の内容」として2024年5月9日の連結決算説明で開示したとおり、ブランド製品事業に係る構造改革プランは、Task Forceからの報告をベースに取締役会で独立社外取締役を含めて十分に議論を行ったうえで策定しております。具体的な事業構造改革プランとしましては、①商品ポートフォリオの見直しによる売上・粗利の増加、②集中事業領域の設定による組織規模の適正化、③抜本的な販社機能統合と機能集約化による「オペレーションの軽量化」、④ペンとインクの統合体験一体化開発推進による組織規模の適正化、等を実行することで、2025年度（2026年3月期）によるブランド製品事業の黒字化、2026年度（2027年3月期）以降の売上拡大による収益貢献を目指しております。これらの事業構造改革は、CEO/CF0直下のTask Forceチームが取締役会の助言・監督を随時受けながら着実に進捗させており、2025年度においては事業構造改革による約29億円の固定費削減が寄与し、ブランド製品事業においては3億円の黒字となる見通しです。

なお、事業構造改革等の経営戦略の在り方の検討のためには、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて議論・検討・決定すべき事項である

ところ、本株主提案は、このような事情を踏まえることなく事業構造変革監督委員会の設置を求めるものであります。また、本株主提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないとともに、このような定款変更により、かえって経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれるおそれがあると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件（買収提案の取扱い）

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

（2）反対の理由

本株主提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないと考えております。特に、株主提案者が主張する買収提案の取扱いについては、その時々において上場企業に求められる対応は変化していくものであり、会社の根本規範である定款に記載する場合、かえって経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれるおそれがあると考えております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会としましては、買収提案が行われた場合においては、会社法その他の法律及び企業買収における行動指針等の各種ガイドラインに則り、企業価値の向上及び株主利益の確保に向けて適切に対応を行います。

第7号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案と実質的に同一の内容の議案を会社提案として本株主総会に提案する予定ですが、本提案株主による提案の理由は、当社取締役会の提案の理由とは異なります。当社取締役会からの提案の理由については、下記(2)をご参照ください。

（2）当社取締役会からの提案の理由（会社提案）

当社は、剰余金の配当等に関して、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から、総合的

なキャッシュ・アロケーションを考慮した上で、配当額を機動的に決定できるようにするため、株主総会ではなく、取締役会の決議によって定めるものとしてきましたが、近年のコーポレート・ガバナンス体制の潮流を踏まえ、株主総会においても剰余金の配当等の決定権限を付与すべく、現行定款第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）につきまして変更するものであります。

現行定款	変更案
(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず</u> 取締役会の決議により定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める <u>ことができる</u> 。

（下線は変更部分を示しております。）

第 8 号議案 自己株式の取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は 2028 年度（2029 年 3 月期）を最終年度とする中期経営計画「Chapter 4」を策定し、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

中期経営計画「Chapter 4」においては、売上高目標 1,500 億円、営業利益目標 150 億円、ROE 目標を 20%以上、ROIC 目標 18%以上を掲げております。「Chapter 4」の各目標達成に向けて、4つのユースケースメイン（①創る ②学ぶ/教える ③働く/楽しむ、その先へ ④より人間らしく生きる）、これらのユースケースに対して、強化/進化したブランド製品ポートフォリオ、テクノロジーモジュール及びプラットフォームを組み合わせながら事業成長を図ってまいります。ハードウェアとソフトウェア/サービスを組合せながら、新規事業分野（教育、医療、ヘルスケア等の DX 支援等）による成長加速を目指していきます。

このうち、戦略投資の拡大と資本政策に関しては、中期経営計画期間 4 か年における R&D 控除前営業キャッシュフローは 940 億円のうち、成長投資として R&D 及び設備投資に 620 億円、技術資本提携に 120 億円以上を計画しております。特に株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、更なる株主還元の充実を図るために、Chapter 4 の期間中総還元性向 50%以上とし、配当は年間 22 円を下限とする累進配当に加え機動的な自己株式の取得を実施する計画としております。2025 年度における株主還元計画は年間 22 円の配当に加え、総還元性向で 50%以上となるように適宜自己株取得を実施する予定をしております。

一方、本株主提案は約 50 億円の自己株式の取得を 1 年間で行うことを求めています。この規模は、当社の会社計画の配当を合わせると、当社の 2025 年度利益計画に対する総還元性向は 90% 超となります。本自己株式の取得については、「Chapter 4」で計画している投資金額等のキャッシュ・アロケーションを踏まえて検討された金額ではなく、仮に本株主提案の内容を実施した場合、「Chapter 4」で計画している設備投資・成長投資などが難しくなり、結果として「Chapter 4」の計画実現が困難になると考えております。「Chapter 4」の計画実現が困難になることは、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになると認識しております。したがって、本株主提案の規模の自己株式の取得を 1 年間で行うことは、当社が成長投資を円滑に遂行する上で、適切ではないと考えております。なお、株主提案者が指摘する手元現預金に關しては月商の 2 か月程度であり、適正な水準にあると認識しております。

以上の理由から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第 9 号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改訂の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえて審議した結果、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系としております。具体的には、当社の取締役の報酬等は、全ての取締役に対し月次に支給する基本報酬である固定報酬と、社外取締役を除く取締役を対象とする短期インセンティブ及び役員長期インセンティブにより構成しております。取締役の報酬等は、役職に応じて報酬等の総額の 15% から 20% を役員長期インセンティブとし、残る 80% から 85% を固定報酬 60% から 75%、短期インセンティブ 25% から 40% で構成しております。

役員長期インセンティブは、当社の企業価値の持続的な向上を図るもので、株主の皆様と意識を共有するためのプログラムであります。業績連動報酬及び株価連動報酬により構成しており、実施の是非は、毎年取締役会において決議します。業績連動報酬は、付与時に業績評価期間とその期間における会社の業績目標を設定し、業績評価期間の最終年度終了後に、付与時に設定された業績目標の達成率により支給金額を算出し支給します。一方で、株価連動報酬は退任型の譲渡制限付株式報酬制度であり、対象取締役の退任時に譲渡制限を解除するものであります。

本株主提案は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式制度を改定し、Total Shareholder Return（以下、TSR）の達成度に応じた付与を求める提案であります。当社の報酬制度のうち、株価連動報酬としての譲渡制限付株式報酬制度は、前述したように、退任型の譲渡制

限付株式報酬制度であり、譲渡制限付株式を付与により株主の皆様と意識を共有することが可能なものとなっております。仮に本株主提案の内容を実施した場合、現行の譲渡制限付株式報酬制度に業績要件として TSR 指標を加えることにより、市場環境次第では、対象取締役に当初想定していた株式数の付与ができず、十分なインセンティブ機能が発揮できないことが想定されます。その結果、当社の企業価値向上に向けた役員報酬制度全体の最適なバランスが失われるため、本株主提案の内容は適当ではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については報酬委員会で審議しております。取締役会は報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会意見を決議しております。

当社としましては、従前よりあるべき役員報酬制度に向けて、業績要件としての TSR 導入についても報酬委員会で検討を重ねておりました。当社取締役会は、本株主提案に反対いたしますが、本株主提案の内容を真摯に受け止めるとともに、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能する報酬制度の在り方について、TSR 要件の導入を含めて、本年度の報酬委員会及びその答申を受けた取締役会において、株主・投資家の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様の利益に資する報酬制度の設計を継続的に検討して参ります。

以上

(別紙1)

当社取締役のスキルマトリックス
(2025年6月26日第42回定時株主総会で会社提案可決後)

	職位	在位年数	事業連携 事業投資	財務 会計	人材 組織開発	Diversity & Inclusion	環境
井出信孝	代表取締役社長	8年	●	●	●		
小峰明武	取締役	1年	●	●		●	●
小島周 ※	取締役	—	●	●	●	●	
稲積憲	社外取締役	7年	●		●		
稲増美佳子	社外取締役	4年		●			
中嶋崇史	社外取締役	1年	●		●		●
東山茂樹	社外取締役/監査等委員	7年		●			
細窪政	社外取締役/監査等委員	6年	●		●	●	
小野祐司	社外取締役/監査等委員	1年					

	法務・コンプ ライアンス	リスクマネ ジメント	技術開発 知的財産	コミュニティ 連携	サービス 事業	特筆すべき経験/知見
井出信孝			●	●	●	海外経験、事業連携、アートコミュニティ運営
小峰明武		●	●		●	公認会計士、海外事業経験
小島周 ※		●				上場企業 CFO、事業運営、米国公認会計士
稲積憲		●		●	●	現役経営者、サービス事業運営
稲増美佳子						人材開発会社経営、サイバー大学院経営学教授
中嶋崇史				●	●	現役経営者、環境・リサイクル事業
東山茂樹	●	●				海外事業、人材開発
細窪政	●	●				上場投資会社経営
小野祐司	●	●				弁護士、資本市場コンプライアンス責任者

※ 2025年6月26日開催予定の第42回定時株主総会で候補者として会社提案。

以 上

本株主提案の内容

(提案株主から提出された提案書の内容を、原文のまま記載しております。)

1. 提案する議題

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件
- (2) 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）
- (3) 定款一部変更の件（買収提案の取扱い）
- (4) 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
- (5) 自己株式の取得の件
- (6) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改訂の件

2. 議案の要領及び提案の理由等

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件

① 議案の要領

新たに榎野尚（まきの なお）氏を監査等委員でない取締役に選任する。

② 提案の理由

榎野氏は、モルガン・スタンレーMUFG証券にて株式調査アナリストとしてキャリアをスタートした後、バイサイドに転身し、以来10年以上にわたって、上場株投資に携わってきました。日本の運用会社であり、「働く株主」として株主も経営者や従業員同様、会社を支える一員として企業価値向上への貢献を行うことを投資信条とするみさき投資において、エンゲージメント投資マネジャーとして、日本の上場企業に対して長期的な投資を行ってきました。同社において、投資先企業の経営陣との目的を持った対話を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献しました。また、同社での勤務時においても、金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」でゲストとして招聘され、また公益財団法人財務会計基準機構（金融庁所管）の企業会計基準委員会（ASBJ）において2019年から2023年まで収益認識専門委員を務めるなど、上場株投資で培われた金融の知見が乞われ、多方面でご活躍されています。その後、米国のボストンの運用会社であるカナメ・キャピタルにおいて、パートナー兼調査責任者として、日本の上場企業に対しての長期の目線での投資を行っています。また、直近においても金融資本市場展望「米国投資家から見た日本の部分TOBにおける諸問題」やみずほ証券資本市場アップデート「創業家持分が多い企業のガバナンス」を寄稿するなど、海外投資家としての視野で様々な知見を広く提供しています。なお、榎野氏は、当社の社外取締役としての職務に十分な時間と労力を割くことができる状況にあります。

榎野氏は、米国コロンビア大学にて経営学修士（MBA）を修められ、また、現職においても海外のアセットオーナーや投資運用会社とコミュニケーションをとるなど、グローバルな視点を有しており、日本語及び英語に堪能です。

榎野氏は、長年にわたり機関投資家の立場で多くの上場企業を分析し、投資を行ってきた経験を活かし、株主共同の利益に十分に配慮した経営の監督を行うこと、株主・資本市場との対話を深化させること、及び、当社が投資家からより評価されるためのベストプラクティスについて助言を行うことが期待されます。そのため、提案者は、榎野氏は当社の社外取締役として適任であると考えています。

榎野氏は、同じ投資家として提案者と意見交換や情報交換をする関係にありますが、これまで提案者との間で取引関係、雇用・委任その他一切の利害関係を有さず、報酬の支払いを伴う関係も一切ありません。また、榎野氏は、取締役を選任された場合の職務の内容や情報の授受その他に関して提案者との間で一切の契約又は合意を締結しておらず、提案者に対して何らの義務や責任を負うものでもありません。

提案者は、榎野氏が役員を務めるカナメ・キャピタルとの間で、これまで共同投資や株主権行使等の合意をしたことはなく、今後もその予定はありません。提案者は、榎野氏が、その知見と専門性を活かして、当社の株主一般の利益のために職責を果たしてほしいと考えています。

③ 候補者の氏名、略歴等

候補者	榎野 尚	生年月日：1989 年 7 月 21 日
	(まきの なお)	所有する当社の株式の数：0 株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
2012 年 4 月	モルガン・スタンレーMUFG 証券 入社 （日本法人東京オフィス勤務） みさき投資 入社	
2014 年 6 月	みさき投資 エンゲージメント投資マネジャー	
2016 年 4 月	カナメ・キャピタル アソシエイト・パートナー兼調査責任者	
2022 年 6 月	カナメ・キャピタル パートナー兼調査責任者（現任）	
2024 年 12 月	(重要な兼職の状況) カナメ・キャピタル パートナー兼調査責任者 ※榎野尚氏がパートナーを務めるカナメ・キャピタルは、顧客の代理として当社株式の 0.07%を保有しています。	

(注) 1. 候補者は、社外取締役候補者です。

2. 候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。各候補者からは、その選任が承認された場合、当社が各候補者を独立役員として届け出ることについて、承諾を得ています。

3. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であるとのことです。提案者は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者との間でも同様に責任限定契約を締結いただくよう当社に求めます。

4. 候補者は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上述の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると提案者は判断しております。

(2) 定款一部変更の件（事業構造変革監督委員会）

① 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第 6 章 計算」を「第 7 章 計算」へ変更の上、第 38 条以降を、各々 5 条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第 6 章 事業構造変革監督委員会

（事業構造変革監督委員会の設置）

第 38 条 当社は、第 42 回定時株主総会の日後遅滞なく、2027 年 3 月末日までの間、事業構造変革監督委員会を置く。

（事業構造変革監督委員会の組織）

第 39 条 事業構造変革監督委員会は、社外取締役である委員 3 名以上 5 名以内で組織する。当社は、戦略検討委員会を組織するために必要となる社外取締役の員数を常に維持しなければならない。

2. 事業構造変革監督委員会に委員長を置く。社外取締役のうちに投資家の視点も踏まえた事業構造変革に関する高度の知見及び豊富な経験を有する者がある場合には、その者（当該者が 2 人以上ある場合にあっては、当該者の互選によって当該者の中から定める者）が委員長となる。当該者がいない場合には、委員の互選によって、委員長を定める。
3. 事業構造変革監督委員会の委員は、社外取締役の互選によって定める。
4. 事業構造変革監督委員会に事務局を置く。事務局は、委員長の指示により、事業構造変革監督委員会の招集の手続、事務処理及び議事録の作成を行う。

（事業構造変革監督委員会の職務）

第 40 条 事業構造変革監督委員会は、当会社の企業価値ひいては株主の共同の利益の最大化を図る観点から、経営陣から独立した立場で、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当社が 2024 年 5 月 9 日付で公表した「ブランド製品事業 構造改革のプラン」及び、2024 年 10 月 30 日付で公表した「Wacom Chapter 4 に向かつての全社組織及びブランド製品事業構造改革」において記載された内容を踏まえた、次に掲げる事業計画が達成されるよう、当社の事業構造変革に向けた取組み（同レポートにおいて記載された取組みを含む。）の適時かつ適切な実施を監督すること。
 - ア ブランド製品事業 営業黒字化（本社費用配賦後）
 - イ ボリュームゾーンの製品ポートフォリオ「てこ入れ」（低・中価格帯における商品の積極投入や既存商品のアップデートによる市場シェア回復）
 - ウ ブランド製品事業の構造改革に伴う組織規模・関連費用の最適化
 - エ 資本コストの開示
- (2) 前号の計画の達成に当たって事前に合理的に想定され得る外的・内的リスク要因（為替変動、原材料価格の変動、賃金の変動、地政学的リスク、主要な経営陣のサクセッションに係るリスクを含むが、これらに限られない。）であって、対策に一定の効果が認められるものがある場合には、経営陣による費用対効果の観点も踏まえた合理的な対策の適時かつ適切な実施を監督すること。
- (3) 第 1 号の取組み又は前号の対策が適時かつ適切に実施されていないと認める場合その他事業構造変革監督委員会が適当と認める場合には、取締役会に対して必要な勧告を行うこと。
- (4) その他上記各号の職務を遂行するために必要となる一切の行為

（事業構造変革監督委員会の権限等）

- 第 41 条 事業構造変革監督委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、取締役及び支配人その他の使用人に対し、報告若しくは資料の提出その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。
2. 事業構造変革監督委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、委員以外の者を事業構造変革監督委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
 3. 事業構造変革監督委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、当社の費用において、弁護士、コンサルタントその他の外部専門家を起用し、その助言又は援助を受けることができる。
 4. 取締役会は、事業構造変革監督委員会の勧告及び意見を尊重する。

（事業構造変革監督委員会の活動内容の開示）

- 第 42 条 当社は、事業構造変革監督委員会の設置期間中、少なくとも 6 か月に一度、事業構造変革監督委員会の活動状況を対外的に開示する。

② 提案の理由

当社の企業価値は、過去約 3 年間で 897 億円、割合にして実に 60% 毀損しました（経済産業省「企業買収における行動指針」の定義に従い、2022 年 5 月 18 日及び 2025 年 4 月 7 日時点の企業価値を比較）。営業利益の大幅な下落が一因と考えられるものの（2021 年 3 月期には 134 億円であった連結営業利益は、2025 年 3 月期第 3 四半期までの 12 か月間では 94 億円へと 27.9% 減少）、企業価値の毀損が拡大・長期化している要因は、企業価値の回復に向けた特にブランド製品事業の構造改革に係る当社の取組みについて、株式市場から理解や信頼が得られていない点が要素として大きいと考えられます。

業績低迷を受け、当社は、2026年3月期～2029年3月期における営業利益約100～150億円の達成目標など一定の事業計画と、事業構造変革に向けた取組内容を開示しました（2023年5月11日付「中期経営方針 Wacom Chapter 3 アップデート 二次レポート」）。さらに、2024年5月9日付で「ブランド製品事業 構造改革のプラン」及び、2024年10月30日には、「Wacom Chapter 4 に向かつての全社組織及びブランド製品事業構造改革」をそれぞれ公表するなど、特にブランド製品事業の構造改革についての取組みについてより詳細な開示を行っています。毀損した企業価値を回復するためには、これらの事業構造改革の達成に向けて最大限の努力が尽くされ、株式市場からの理解や信頼の回復を図ることが必要です。しかし、企業価値の毀損が拡大・長期化している現状に照らせば、企業価値回復に向けた経営陣の切迫感や事業計画達成に向けたコミットメントについて、株式市場は根強い不信感を抱いていると言わざるを得ません。

そこで、事業構造変革に向けた取組み及び各種リスクへの対策が適時適切に実施されるように監督を行い、事業計画の達成可能性を高めるとともに、この点に関する株式市場の信頼を高め、毀損した企業価値の速やかな回復を実現するため、社外取締役のみで構成された監督委員会を設置することが望ましいと考えます。

加えて、当社は、グローバルでの市場占有率約60%を誇るグラフィックタブレットのリーディングカンパニーであり、本邦にあって稀有なその魅力に照らせば、当社には本来大きな本源的価値が認められるべきところ、これまで当社の株価水準にはその本源的価値が反映されておらず、当社の企業価値は株式市場において大幅に過小評価されてきたと考えます。監督委員会による監督の下、事業構造変革に向けた取組みが適切に実施されれば、毀損した企業価値の回復には留まらず、株式市場において当社の本源的価値がより広く認知され、これまで正當に評価されてこなかった潜在的価値の顕在化にも資すると考えます。

また、事業構造変革監督委員会の設置によって株主にもたらされる便益の大きさに鑑みると、その設置等のために想定される費用も軽微なものであり、また、事業構造変革に向けた取組みの実効的な監督が可能になることから、事業構造変革監督委員会を設置することによるデメリットは存しないものと考えられます。

（3）定款一部変更の件（買収提案の取扱い）

① 議案の要領

定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第33条として、以下の条文を新設し、現行第33条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（買収提案の取扱い）

第33条 当会社の取締役及び支配人その他の使用人は、当会社の発行する株式を取得することで当会社の

経営支配権を取得すること又はこれに類する行為に係る提案（当社の非公開化に係る提案を含む。以下本条において「買収提案」という。）を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告するものとする。ただし、当該買収提案が真摯にされたものでないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 当社の取締役会は、前項の規定による付議又は報告を受けた買収提案について、直ちに真摯に検討を行うものとする。
- 3 当社は、前項の検討を行うに当たっては、社外取締役のみで構成された特別委員会の設置、社外取締役のみを構成員とする会合の開催その他の公正な手続を講じるものとする。

② 提案の理由

経済産業省は、2023年8月31日、「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を策定しました。同指針3頁が指摘するとおり、望ましい買収（企業価値の向上と株主利益の確保の双方に資する買収）が行われることは、買収による企業の成長に資するものであり、また、対象会社にとっても優れた経営戦略を選択する機会の確保や、経営に対する外部からの規律の向上にも資するものです。そのため、買収提案が行われた場合には、企業価値の向上及び株主利益の確保の観点から、適切な対応がとられることが重要となるところ、同指針は、買収提案の取扱いについて、以下の事項を推奨しています。

- ・ 「経営陣又は取締役は、経営支配権を取得する旨の買収提案を受領した場合には、速やかに取締役会に付議又は報告することが原則となる。買収提案が具体性を有していることに加えて一定の信用力があるにも関わらず、取締役会に付議しないことによって、望ましい買収が顕在化する機会を失わせるべきではない。」（14頁）
- ・ 「付議された取締役会では、『真摯な買収提案』に対しては『真摯な検討』をすることが基本となる。」（15頁）
- ・ 「対象会社がこうした行動（提案者注：会社の企業価値を向上させるか否かの観点から買収の是非を判断すること、及び、株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力を行うこと）を行うに当たっては、経営陣の利益相反の問題への対応や、取引条件の改善の観点から、社外取締役が重要な役割を果たす。また、個別の事案における利益相反の程度や情報の非対称性の問題の程度、対象会社の状況や取引構造の状況等に応じて、特別委員会の設置や外部のアドバイザーの助言等の公正な手続（公正性担保措置）を講じることが考えられる。」（10頁）

買収提案が行われた場合において、同指針が推奨する以上のような適切な取扱いが制度的に担保されることは、当社の企業価値の向上及び株主利益の確保の観点から重要であるため、同指針の推奨事項に沿った規定を定款に設けることを提案します。

（4）定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

① 議案の要領

定款第 39 条を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

なお、本議案は、議案「(5) 自己株式の取得の件」に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（剰余金の配当等の決定機関） 第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず</u>取締役会の決議により定める。	（剰余金の配当等の決定機関） 第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める<u>こと</u> <u>ができる。</u>

② 提案の理由

現行定款第 39 条は、剰余金の配当等の決定権限を株主総会から排除し、取締役会のみに専属的に付与しています。

しかしながら、会社法上は、剰余金の配当等の決定権限は株主総会が有することが原則とされています（同法第 454 条第 1 項）。これは、会社の事業活動によって創出された利益をどのように配分するか、すなわちキャピタル・アロケーションについては、その原資を拠出した株主の規律を及ぼすことが、適切な資本政策の実現に資するという趣旨によるものと考えられます。機動的な配当政策及び資本政策の実施の観点から、取締役会が剰余金の配当等の決定権限を有することにも一定の合理性はあるものの、当社において、それを超えて剰余金の配当等の決定権限を株主総会から排除する合理的理由は見当たりません。このような観点から、株主総会が剰余金の配当等の決定権限を一切有しない当社の体制は望ましくないと考えます。

また、日本の上場会社のうち、無配である企業を除いて、株主総会で承認手続きを経ている、あるいは株主総会が剰余金の配当等の決定権限を有する体制を採用している会社は約 9 割に上っていることから（商事法務研究会編「株主総会白書 2024 年版」旬刊商事法務 2376 号（2024 年）42 頁）、このようなコーポレート・ガバナンス体制が日本の上場会社におけるスタンダードとなっていることが窺われます。

なお、当社の現行定款第 39 条が導入されたのは 2006 年であるところ、同年の定款変更は、会社法の施行に伴って行われた関係上、30 条以上に上る様々な定款変更が一括して単一の議案として株主総会に上程されたものです。そのため、現行定款第 39 条は、株主総会における個別具体的な承認を得て導入されたとは言い難いものです。

そこで、取締役会の剰余金の配当等の決定権限は維持しつつ、株主総会にも同権限を付与することが望ましいと考えます。

(5) 自己株式の取得の件

① 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 2026 年 3 月 31 日までの間に、当会社普通株式を株式総数 12,000,000 株、取得価額の総額金 50 億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第 461 条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

なお、本議案は、議案「(4) 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）」の承認可決を条件として決議されるものとする。

② 提案の理由

当社は、2025 年 1 月 31 日の「自己株式の取得に関するお知らせ」の開示において、「株主還元を重要な経営課題と認識して」おり、また、2024 年 11 月 11 日に公表されたコーポレートガバナンス報告書によれば、「レバレッジの活用による資本効率も意識した株主還元を図ることを示している」とのことです。このように、当社は株主還元を経営において重要な施策として位置付けており、資本効率改善のために、有利子負債を活用した自己株式取得を含む株主還元を図りたいとしています。

もっとも、2024 年 12 月末時点において、当社の現預金同等物は 182 億円と、有利子負債の金額を上回る、いわゆる「ネットキャッシュ」の状況にあり、レバレッジが活用され資本効率を意識した経営を行うどころか、レバレッジが全く活用されていないために加重平均資本コストが株主資本コストと等しい、いわば逆ザヤの状況にあります。

当社は、企業価値が過去 3 年で約 6 割減少するなど、大幅に企業価値が毀損した経営が継続しており、東京証券取引所の要請する「資本コストや株価を意識した経営」の要請に十分な配慮がされていない状況にあります。このような中、上記のような資本政策を継続していることは、最適資本構成の考え方を取締役会が十分に理解しておらず、資本効率の低迷を放置しており、このようなガバナンス体制や資本政策が、企業価値低迷の一因となっていることは明らかと言えます。

一方、現在の過小評価された株主価値を踏まえ、自己株式取得を通じて企業価値を改善することは、低迷した株価水準において株主還元を強化することのシグナリング効果はもとより、資本効率の観点からも、合理的な施策であると考えられます。

なお、自己株式取得以外の投資機会について付言すると、株価が大幅に割安となっている現状では、自己株式取得を上回る資本効率の向上効果が認められる投資機会は、そもそも限定的であると考えられます。また、現状、特にブランド製品事業を中心に急落した営業利益の回復が当社の最優先課題である中、多額

の減価償却費やのれんが発生し得る投資を行うこと自体、問題もあります。加えて、上述した手元現預金の水準、有利子負債の活用余地、さらには企業価値の回復後にはエクイティでの資金調達余地もあること踏まえれば、自己株式取得を積極的に実施したとしても、将来の投資機会が不当に制約されることにはならないと考えます。

(6) 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改訂の件

① 議案の要領

当社では、2015 年 6 月 26 日開催の第 32 回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役は年額 300,000 千円以内（うち社外取締役 50,000 千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役は年額 50,000 千円以内と承認されていたが、2020 年 6 月 26 日開催の第 37 回定時株主総会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役（以下「対象取締役」という。）に、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することが承認された（以下、改定後の株式報酬制度を「本株式報酬制度」という。）。

今般、本株式報酬制度を改定し、以下の評価制度（以下「本評価制度」という。）を追加するものとする。

【評価制度】

初回の評価期間は、2026 年 3 月 31 日に終了する事業年度から 2028 年 3 月 31 日に終了する事業年度までの 3 事業年度とし、以後、毎事業年度において、当該事業年度を含む連続する直近 3 事業年度が評価期間となるものとする。

本評価制度に基づき各評価期間終了後に対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、(i) 当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数（以下「基準交付株式数」という。）に、(ii) 評価期間における当社の株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）に係る業績目標達成度（以下「業績目標達成度」という。）を乗じた株式数とする。

具体的な算定式は、以下のとおりとする。ただし、評価期間に占める対象取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うこととする。

- ・ 交付株式数＝基準交付株式数×業績目標達成度
- ・ 基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数
- ・ 業績目標達成度：評価期間末日の TSR（％）÷200（％）

※ただし、評価期間末日の TSR が 200%を超える場合、評価期間末日の TSR は 200%として業績目標達成度を計算するものとする。

- ・評価期間末日の TSR：以下の算定式に従って算定される。

$$\text{TSR} = (A+B) \div C (\%)$$

A：評価期間の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

B：評価期間における当社普通株式 1 株当たり配当額の累計額

C：評価期間の初日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

② 提案の理由

当社第 41 期有価証券報告書や当社が 2024 年 11 月 11 日に開示したコーポレートガバナンス報告書によれば、本株式報酬制度における具体的な支給時期及び配分の決定については、「取締役会の委任を受けた代表取締役社長及び報酬委員会委員長が決定」するとのみされています。また、実際に支給された場合でも、「本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案」（2024 年 7 月 11 日付け「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」）したとの抽象的な説明がなされているのみです。

この点につき、金融庁の公表する「記述情報の開示の好事例集 2021」においては、「TSR（株主総利回り）や EPS（1 株当たり利益）のように、投資家とのアラインメントの観点で KPI を設定し、その内容を具体的に開示することは有用」であることが指摘されています。また、実際に、経営トップの中長期報酬額を決定する際に TSR を指標として導入する上場企業の割合が増えており、2023 年には主な上場企業 100 社の 29%が、TSR を、中長期報酬額を決定する際の指標として導入し、前年から 5 ポイント上昇しているとのことです（日本経済新聞「企業トップの報酬「株主重視」 TSR 採用、3 割に拡大」（2024 年 5 月 21 日））。

また、当社は、2020 年 6 月 26 日開催の第 37 回定時株主総会招集通知において、「当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として」、譲渡制限付株式報酬制度の導入を提案したと説明しています。このような、現在の当社の株主に対する利益還元への意識の高まり及び譲渡制限付株式報酬のそもそもの導入の経緯に照らせば、本評価制度を導入することにより、株主との価値共有の動機づけの整合性を担保することは、当社の考えとも平仄の取れたものであると考えられます。

そこで、当社においても、経営陣と株主との価値共有を深化させるべく、TSR を譲渡制限付株式報酬の指標とすることを提案します。